倫理規程

(組織の使命及び社会的責任)

第1条 麒麟のまち地域食堂ネットワーク(以下「このネットワーク」という。)は、地域 食堂(こども食堂)が、それぞれの事業基盤を強化し、相互に支え合い、かつ地域・ 社会から広く理解を得て事業を行えるようになることで地域食堂(こども食堂)が すべての子どもが安心して利用できる場になることを通じて、誰も取り残さない 共生社会の創造に寄与することを十分認識して、事業運営に当たらなければなら ない。

(社会的信用の維持)

第2条 このネットワークは、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・ 向上に努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第3条 このネットワークは、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つ ける行為はしてはならない。

(法令等の遵守)

- 第4条 このネットワークは、関連法令及びこのネットワークの会則、倫理規程、その他の 規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しな ければならない。
- 2 このネットワークは、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。
- 3 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規定に則り対応しなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第5条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

- 第6条 このネットワークは、総会の決議に当たっては、当該決議に当たっては、当該決議 について特別の利害関係を有する役員を除いて行わなければならない。
- 2 このネットワークは、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じな

ければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第7条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行うものに対し寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条 このネットワークは、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、 運営内容、会計資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければ ならない。

(個人情報の保護)

第9条 このネットワークは、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、 個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議による。

附則

この規程は、令和6年5月1日から施行する。